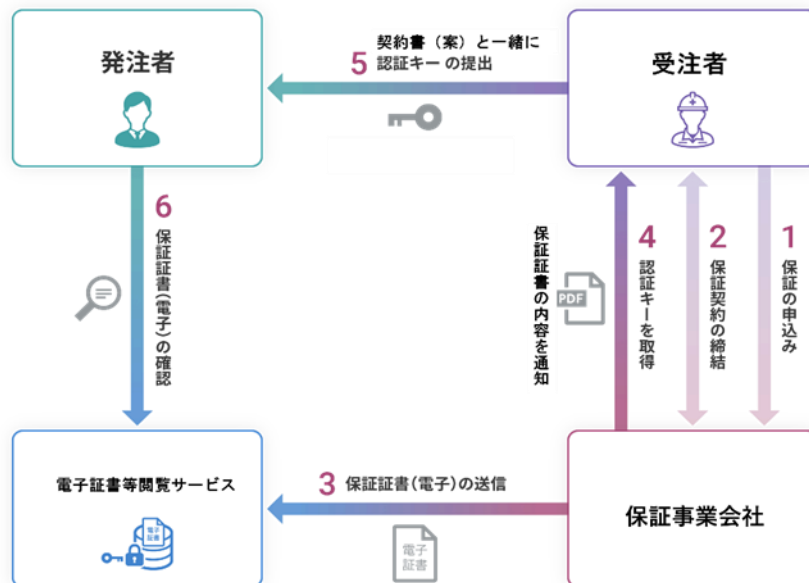


電子保証を行う場合の契約手続きについて

- 1 保証契約について（フロー図の1～2）
保証事業者との間で、電子保証により保証契約を締結してください。
なお、手続きの方法については、保証事業者にお問合せください。
 - 2 契約書案の作成
発注者に提出する契約書案に、別紙1（建設工事請負契約用）又は別紙2（建設コンサルタント業務委託契約用）を添付してください。
 - 3 認証キーの提出（フロー図の5）
保証契約を締結すると、保証事業者から認証キーが通知されます。
発注者に、契約書案を提出する際、認証キーが記載された書面を、あわせて提出してください。
- ※発注者は、認証キーを使って保証契約の内容を確認します。（フロー図の6）



別紙 1（建設工事請負契約用）

附則

- 1 第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、同項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 2 第 34 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定にかかわらず、受注者は、同項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

別紙 2（建設コンサルタント業務委託契約用）

附則

- 1 第 33 条第 1 項又は第 34 条第 1 項若しくは第 2 項の規定にかかわらず、受注者は、同項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。